

付加価値税が課税対象外となる財およびサービス

付加価値税法 13/2008/QH12、改正付加価値税法 31/2013/QH13、法律 106/2016/QH13（付加価値税法 13/2008/QH12、特別消費税法 27/2008/QH12 および税務管理法 78/2006/QH11 の一部条項を改正）および議定 12/2015/ND-CP によると、以下の財およびサービスが課税対象外と規定されている。

- (1) 加工されていない農林水産物
- (2) 動植物の卵や種等、国内の畜産業および種苗業の製品
- (3) 上下水道、灌漑用水路、農業用水路
- (4) 国内で生産できない一定の目的のために輸入する必要がある機械、設備、部品や原料等
- (5) 借主に売却される国が所有する住宅
- (6) 土地使用权譲渡
- (7) 各種保険（生命保険、健康保険など）
- (8) 各種信用サービス、投資ファンド、株式取引、外貨販売等
- (9) 医療サービス
- (10) 法に規定される職業訓練サービス
- (11) 国家による放送サービス
- (12) 教科書、新聞、法律および政治関係の出版等
- (13) 動物園や公園等の維持管理サービス
- (14) 公共交通機関
- (15) 軍事設備
- (16) 人道的物資の輸入
- (17) 技術移転料
- (18) 国の郵政・通信事業
- (19) 義手、義足、車いす等障害者用器具
- (20) 1億ドン未満の年間収入の個人事業主の販売する物品およびサービス等
- (21) 塩（NaClが主な成分のもの）
- (22) 一時輸入し再輸出もしくは一時輸出し再輸入される商品、輸出品加工用の輸入原材料
- (23) 肥料、農業生産に特化した設備・機械、沖合漁船、動物用飼料、家禽および他の家畜用飼料
- (24) 文化・芸術・公共の施設に対して人道援助の資本拠出で修理、建設
- (25) 加工されていない輸入ゴールド
- (26) 規則に基づいて免税店で販売される免税品
- (27) 国家準備機関の商品
- (28) 国家の手数料
- (29) 国家予算により投資される施設に関する地雷除去等

(30) 肥料、農業生産のために排他的に使用される機械および装置、沖合漁船、動物飼料

以上